

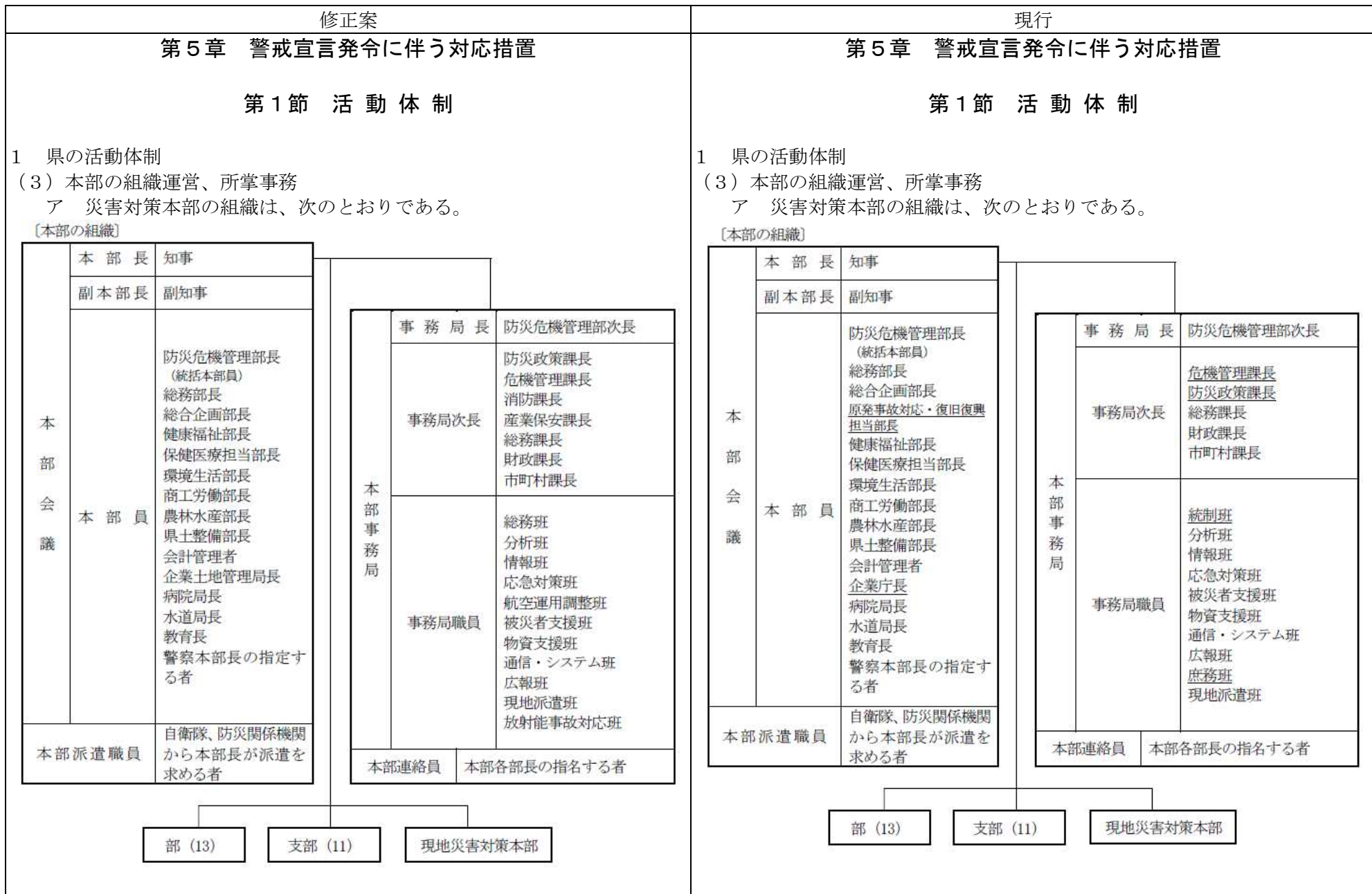
○千葉県地域防災計画新旧対照表【第2編 地震・津波編附編】

修正案		現行	
第2章 防災機関の業務		第2章 防災機関の業務	
1 県		1 県	
水道局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県営水道施設の保全に関すること</li> <li>2 県営水道区域の水道水の供給、確保に関すること</li> <li>3 <u>工業用水道施設の保全に関すること</u></li> <li>4 <u>工業用水の供給、確保に関すること</u></li> </ol>	水道局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県営水道施設の保全に関すること</li> <li>2 県営水道区域の水道水の供給、確保に関すること (新設) (新設)</li> </ol>
企業土地管理局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 臨海地域土地造成事業施設及び新市街地造成事業施設の保全に関すること</li> <li>2 宅地造成事業施設、内陸工業用地造成事業施設及びレクリエーション用地造成事業施設の保全に関すること (削除) (削除)</li> </ol>	企業庁	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 臨海地域土地造成事業施設及び新市街地造成事業施設の保全に関すること</li> <li>2 宅地造成事業施設、内陸工業用地造成事業施設及びレクリエーション用地造成事業施設の保全に関すること</li> <li>3 <u>工業用水道施設の保全に関すること</u></li> <li>4 <u>工業用水の供給、確保に関すること</u></li> </ol>
3 指定地方行政機関		3 指定地方行政機関	
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>食料及び飼料・資材等の安定供給対策に関すること</u></li> <li>2 <u>営農指導、家畜の移動・衛生対策に関すること</u></li> <li>3 <u>農地・農業用施設等、公共土木施設に関すること</u></li> </ol>	関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>生鮮食料品及び加工食料品の流通に関すること</u></li> <li>2 <u>農林漁業関係金融機関に対する指導に関すること</u></li> <li>3 <u>主要食糧の需給に関すること</u></li> </ol>
関東地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること</u></li> <li>2 <u>復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること</u></li> <li>3 <u>地殻変動の監視に関すること</u></li> </ol>	(新設)	

修正案		現行	
5 指定公共機関		5 指定公共機関	
ソフトバンク株式会社	電話、携帯電話等の通信の確保に関する事	ソフトバンクモバイル株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社	電話、携帯電話等の通信の確保に関する事
東京電力パワーグリッド株式会社 千葉総支社	1 電力の需給に関する事 2 電力施設等の保全に関する事	東京電力株式会社 千葉支店	1 電力の需給に関する事 2 電力施設等の保全に関する事
6 指定地方公共機関		6 指定地方公共機関	
京葉瓦斯株式会社 大多喜ガス株式会社 (削除) 一般社団法人 千葉県LPガス協会 房州瓦斯株式会社 京和ガス株式会社 銚子瓦斯株式会社 野田ガス株式会社 角栄瓦斯株式会社 東日本ガス株式会社 総武ガス株式会社 日本瓦斯株式会社	1 ガスの供給に関する事 2 ガス施設、装置、設備の保全に関する事	京葉瓦斯株式会社 大多喜ガス株式会社 千葉ガス株式会社 一般社団法人 千葉県LPガス協会 房州瓦斯株式会社 京和ガス株式会社 銚子瓦斯株式会社 野田ガス株式会社 角栄瓦斯株式会社 東日本ガス株式会社 総武ガス株式会社 日本瓦斯株式会社	1 ガスの供給に関する事 2 ガス施設、装置、設備の保全に関する事

修正案			現行		
第3章 事前の措置			第3章 事前の措置		
第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項			第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項		
区分	機関名	内容	区分	機関名	内容
対建築物・構造物の地震対策及び道路・河川の対策	千葉県整備部	(1) 建築物の耐震診断・改修の実施 イ <u>建築物の所有者</u> に対し、耐震診断及び耐震改修等の実施を指導・助言する。	対建築物・構造物の地震対策	千葉県整備部	(1) 建築物の耐震診断・改修の実施 イ <u>防災上重要な市町村有建築物及び民有建築物</u> に対し、耐震診断・耐震改修の実施を指導する。
第2節 事業所に対する指導、要請			第2節 事業所に対する指導、要請		
2 生活関連事業所に対する指導、要請 (1) 食料、生活物資等を扱う事業所			2 生活関連事業所に対する指導、要請 (1) 食料、生活物資等を扱う事業所		
千葉県防災危機管理部	熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、(一社)千葉県LPガス協会に要請する。		千葉県防災危機管理部	熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、(一社)千葉県LPガス協会に要請する。	
(削除)			関東農政局	<u>加工食品及びミルク等の供給確保</u> について、関係事業所に要請する。	

修正案		現行	
<p align="center"><b>第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置</b></p> <p align="center"><b>第1節 東海地震注意情報の伝達</b></p> <p>1 伝達系統及び伝達手段</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 東京ガス(株)  京葉瓦斯(株)  多喜ガス(株)  (削除) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 日本放送協会千葉放送局  東京電力パワーグリッド(株)  千葉総支社  東日本旅客鉄道(株)  千葉支社  東葉高速鉄道(株)  北総鉄道(株) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 関東農政局千葉県拠点  (公社)千葉県医師会  (一社)千葉県歯科医師会 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 関東運輸局千葉運輸支局  (株)NTTドコモ千葉支店  (株)KDDI  ソフトバンク(株) </div>		<p align="center"><b>第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置</b></p> <p align="center"><b>第1節 東海地震注意情報の伝達</b></p> <p>1 伝達系統及び伝達手段</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 東京ガス(株)  京葉瓦斯(株)  多喜ガス(株)  千葉ガス(株) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 日本放送協会千葉放送局  東京電力(株)千葉支店  東日本旅客鉄道(株)  千葉支社  東葉高速鉄道(株)  北総鉄道(株) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 関東農政局千葉地域センター  (公社)千葉県医師会  (一社)千葉県歯科医師会 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 関東運輸局千葉運輸支局  (株)NTTドコモ千葉支店  (株)KDDI  ソフトバンクテレコム(株)  ソフトバンクモバイル(株) </div>	
<p align="center"><b>第2節 活動体制の準備等</b></p>		<p align="center"><b>第2節 活動体制の準備等</b></p>	
機関	内 容	機関	内 容
県	(2) 職員の参集 職員の参集は、 <u>災害警戒体制</u> とする。	県	(2) 職員の参集 職員の参集は、 <u>第2配備体制</u> とする。



修正案	現行
<p>(4) 配備体制 災害対策本部の配備体制は、地震・津波編第3章第1節「災害対策本部活動」に定める災害対策本部第1配備体制とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 警戒宣言の伝達及び広報</b></p> <p>1 警戒宣言の伝達 (1) 伝達系統及び伝達手段</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>東 京 ガ ス (株) 京 葉 瓦 斯 (株) 大 多 喜 ガ ス (株) (削除)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>日本放送協会千葉放送局 東京電力パワーグリッド(株) 千葉総支社 東日本旅客鉄道(株) 千葉支社 東葉高速鉄道(株) 北総鉄道(株)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>関東農政局千葉県拠点 (公社)千葉県医師会 (一社)千葉県歯科医師会</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>関東運輸局千葉運輸支局 (株)NTTドコモ千葉支店 (株)KDDI ソフトバンク(株)</p> </div>	<p>(4) 配備体制 災害対策本部の配備体制は、地震・津波編第3章第1節「災害対策本部活動」に定める本部第1配備体制とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 警戒宣言の伝達及び広報</b></p> <p>1 警戒宣言の伝達 (1) 伝達系統及び伝達手段</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>東 京 ガ ス (株) 京 葉 瓦 斯 (株) 大 多 喜 ガ ス (株) 千 葉 ガ ス (株)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>日本放送協会千葉放送局 東京電力(株)千葉支店 東日本旅客鉄道(株) 千葉支社 東葉高速鉄道(株) 北総鉄道(株)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>関東農政局千葉地域センター (公社)千葉県医師会 (一社)千葉県歯科医師会</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>関東運輸局千葉運輸支局 (株)NTTドコモ千葉支店 (株)KDDI ソフトバンクテレコム(株) ソフトバンクモバイル(株)</p> </div>

修正案	現行
<b>第6節 交通対策</b>	<b>第6節 交通対策</b>
<p>3 海上交通対策</p> <p>(1) 海上保安対策等</p> <p>ア 海上保安庁を通じて警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達を受けた時は、直ちに港湾関係団体に伝達する。</p> <p>エ 航行船舶に対しては、第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターを通じ、<u>航行警報の他、海の安全情報等</u>によって周知する。</p> <p>キ 荷役中の船舶に対し、荷役の中止を勧告し、事故防止のため必要な指導を行う。</p>	<p>3 海上交通対策</p> <p>(1) 海上保安対策等</p> <p>ア 海上保安庁を通じて警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達を受けた時は、直ちに<u>部内、港湾関係団体</u>に伝達する。</p> <p>エ 航行船舶に対しては、第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターを通じ、<u>航行警報又は安全通報</u>によって周知する。</p> <p>キ <u>危険物荷役中の船舶</u>に対し、荷役の中止を勧告し、事故防止のため必要な指導を行う。</p>
<b>第7節 上下水道、電気、ガス、通信等対策</b>	<b>第7節 上下水道、電気、ガス、通信等対策</b>
<p>3 電気対策</p> <p><u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。</p>	<p>3 電気対策</p> <p><u>東京電力株式会社</u>は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。</p>
<p>4 ガス対策</p> <p>(略)</p> <p>大多喜ガス株式会社、京和ガス株式会社、銚子瓦斯株式会社、野田ガス株式会社、角栄瓦斯株式会社、東日本ガス株式会社、総武ガス株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。</p>	<p>4 ガス対策</p> <p>(略)</p> <p>大多喜ガス株式会社、<u>千葉ガス株式会社</u>、京和ガス株式会社、銚子瓦斯株式会社、野田ガス株式会社、角栄瓦斯株式会社、東日本ガス株式会社、総武ガス株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。</p>
<p>6 工業用水道対策</p> <p><u>水道局</u>は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。</p>	<p>6 工業用水道対策</p> <p><u>企業庁</u>は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。</p>
<b>第10節 救護救援・防疫対策・保健活動対策</b>	<b>第10節 救護救援・防疫対策・保健活動対策</b>
<p>1 救護救援対策</p> <p>(1) 医療関係機関の対応</p>	<p>1 救護救援対策</p> <p>(1) 医療関係機関の対応</p>

修正案		現行	
物資の種類	数 量	物資の種類	数 量
毛布	32,000 枚	毛布	20,000 枚
敷布	4,000 枚	敷布	4,500 枚
日用品セット	2,000 組	日用品セット	3,000 組
ガーゼケット	4,500 枚	ガーゼケット	5,000 枚
バスタオル	4,500 枚	バスタオル	3,000 枚

<p><b>第 1 1 節 その他の対策</b></p> <p>1 食料、医薬品等の確保</p> <p>(1) 食料の確保</p> <p>イ <u>農林水産省政策統括官</u>に対して出庫準備要請をする。</p> <p>3 県が管理、運営する施設対策</p> <p>県が管理、運営するさわやかちば県民プラザ、社会教育施設、社会体育施設、都市公園等については、原則として開館、開催、供用を自粛するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 県土整備部</p> <p>(略)</p> <p>該当施設</p> <p>青葉の森公園、幕張海浜公園、柏の葉公園、行田公園、印旛沼公園、北総花の丘公園、蓮沼海浜公園、長生の森公園、富津公園、羽衣公園、館山運動公園、手賀沼自然ふれあい緑道、<u>八千代広域公園</u></p>	<p><b>第 1 1 節 その他の対策</b></p> <p>1 食料、医薬品等の確保</p> <p>(1) 食料の確保</p> <p>イ <u>農林水産省生産局</u>に対して出庫準備要請をする。</p> <p>3 県が管理、運営する施設対策</p> <p>県が管理、運営するさわやかちば県民プラザ、社会教育施設、社会体育施設、<u>公営競技場</u>、都市公園等については、原則として開館、開催、供用を自粛するものとする。</p> <p>(2) 総務部</p> <p><u>警戒宣言が発せられた場合、県が主催する公営競技（競輪、オートレース）については、開催を自粛するものとする。この場合利用者に対して協力を呼びかける。</u></p> <p><u>(なお、その他の公営競技主催者に対しては、県に準じた対応を要請する。)</u></p> <p>(3) 県土整備部</p> <p>(略)</p> <p>該当施設</p> <p>青葉の森公園、幕張海浜公園、柏の葉公園、行田公園、印旛沼公園、北総花の丘公園、蓮沼海浜公園、長生の森公園、富津公園、羽衣公園、館山運動公園、手賀沼自然ふれあい緑道</p>
---	--



修正案	現行
<p>5 その他（特定動物の逸走防止）</p> <p>(2) 動物が施設から逸走した場合には、<u>千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第16条及び第17条</u>により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講じる。</p>	<p>5 その他（特定動物の逸走防止）</p> <p>(2) 動物が施設から逸走した場合には、<u>同基準</u>により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講じる。</p>

修正案	現行
<p data-bbox="398 177 853 212">第6章 県民等のとるべき措置</p> <p data-bbox="414 256 837 292">第1節 県民のとるべき措置</p>	<p data-bbox="1384 177 1839 212">第6章 県民等のとるべき措置</p> <p data-bbox="1400 256 1823 292">第1節 県民のとるべき措置</p>

修正案		現行	
区分	とるべき措置	区分	とるべき措置
平常時	<p>(5) 非常用飲料水、食料の準備をする。  ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて「<u>最低3日、推奨1週間</u>」分程度準備しておく（1人1日分の飲料水 約<u>2～3</u>リットル）。  イ 食料は、長期保存ができる食品（米、クラッカー、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩など。）と日頃の買い置きなどを合わせて「<u>最低3日、推奨1週間</u>」分程度準備しておく。</p> <p>(6) 救急医薬品の準備をする。  傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角布などを救急箱等にいれて準備しておく。  <u>なお、常用している医薬品がある場合は、「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。</u>  また、処方箋のコピーやおくすり手帳を用意しておく。</p> <p>(7) 生活必需品の準備をする。  <u>簡易トイレ、カセットコンロ、多めの生活用品（トイレトーパー、食品用ラップ、ゴミ袋など）を準備しておく。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 非常持出品の準備をする。  <u>非常の際、すぐに持ち出せるように、必要なものをリュックサックなどにまとめておく。</u>  <u>例 飲食物、懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、救急セット、常備薬など</u></p> <p>(10) (略)  (11) (略)  (12) (略)</p>	平常時	<p>(5) 非常用飲料水、食料の準備をする。  ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて<u>3日分程度準備しておく</u>（1人1日分の飲料水 約<u>3</u>リットル）。</p> <p>イ 食料は、長期保存ができる食品（米、クラッカー、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩など。）を<u>3日分程度準備しておく</u>。</p> <p>(6) 救急医薬品の準備をする。  傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角布などを救急箱等にいれて準備しておく。  (新設)</p> <p>また、処方箋のコピーを用意しておく。</p> <p>(7) 生活必需品の準備をする。  <u>下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。</u></p> <p>(8) (略)  (新設)</p> <p>(9) (略)  (10) (略)  (11) (略)</p>

修正案		現行	
第2節 自主防災組織のとりべき措置		第2節 自主防災組織のとりべき措置	
区分	と る べ き 措 置	区分	と る べ き 措 置
平 常 時	(3) 防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練、避難所運営訓練等を行う。	平 常 時	(3) 防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。